

認定調査員

自宅・施設を訪問して本人の日常生活、運動能力、認知機能などを調べます。

①身体機能・起居動作：生活する上での基本動作（麻痺、関節の拘縮など）13項目、②生活機能：日常生活に必要な食事、排泄、服の着脱など12項目、③認知機能：意志の伝達、短期記憶など9項目、④精神・行動障害：感情が不安定、昼夜逆転など15項目、⑤社会生活への適応：服薬、金銭管理、買い物、調理など6項目。さらに⑥過去14日間に受けた＜特別な医療＞：点滴、中心静脈栄養、モニター測定などの有無を、記録します。＊実際の生活現場を知る調査員の記述が、二次判定において、重視される傾向があります。

健康 ♪ 外来ニュース

介護保険サービス

平均寿命から健康寿命を引くと、男性約10年間、女性約13年間が介護を必要とする平均的な期間です。今は元気でもいずれ介護保険サービスを利用する可能性があります（対象は65歳以上の方、あるいは40歳以上65歳未満の加齢と関連する特定疾病を持つ方）。

サービスを受けるには、①介護保険要介護・要支援認定申請書を市区町村へ提出。②認定調査員が訪問審査。かかりつけ医が主治医意見書を作成。③コンピューターが一次判定を行い、④介護認定審査会（月1回開催）で生活するのに必要な介護（介助）の程度が決定（二次判定）されます。

介護の必要度は病気の重篤度ではなく、かかる手間の多少から8段階に分類されます。①自立（非該当）：介助不要、②要支援1：一部介助が必要、③要支援2：やや多くの介助が必要、④要介護1：認知機能低下が加わり、⑤要介護2：食事、入浴、排泄、金銭管理などに見守りが必要（独居生活は限界）、⑥要介護3：日常生活すべてに目が離せない状態、⑦要介護4：日常の基本動作ができず認知機能はさらに低下、⑧要介護5：全面介助、寝たきり。なお、運動能力が落ちていない認知症の方は、見守りや介助するのが難しいので、段階が引き上げられます。要支援の方は、地域包括支援センターに申請して介護予防サービス、要介護の方は、居宅介護支援事業者に申請して介護サービスが受けられます。ご自分の心身状態や生活環境に適したサービスを賢く利用しましょう。

主治医意見書

かかりつけ医でも本人の生活状況のすべてを把握できてはいません。そこで主治医意見書を作成する資料として、本人や家族に予診（問診）票への記入が求められます。ありのままに正確に書かないと、適切な要介護度に判定されずに、受けられる介護（予防）サービスの内容が変わり、自己負担金が増え、施設によっては入所が困難になる場合があります。



医療法人 祥佑会

藤田胃腸科病院

〒569-0086 高槻市松原町17-36

TEL 072-671-5916

FAX 072-671-5919

健康 ♪ 外来

水曜日 14:00～17:00（要予約）

担当：中嶋